

「農家レストランの開発行為等に係る取扱い方針」（法第 34 条第 14 号）

横浜市は、農業の 6 次産業化による農家所得の増大や地産地消の推進等を図る観点から、農家が経営し地域において生産した農産物を使用する等一定の要件を満たす農家レストランは、農振法で認められた農業用施設として農振整備計画に位置付け、農用地区域で推進していくこととしている。

これらの要件を満たす農家レストランについて、次の方針により農政担当と調整がなされた場合は、法第 34 条第 14 号又は政令第 36 条第 1 項第 3 号ホによる審査の対象とする。

（適用対象）

- 1 農家レストランは、横浜市みどり環境局の定める農業振興地域の整備に関する法律に基づく農家レストランの認定要綱により市長の認定を受けたものであること。申請者は、農家レストラン設置の認定を受けたものであること。

（申請区域の立地要件等）

- 2 申請区域は次の各号に該当すること。
 - (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域であり、農振法第 8 条第 1 項に基づく農業振興地域整備計画において、農振法第 3 条第 4 号に規定する農業用施設用地として定められていること。
 - (2) 予定建築物の敷地は、申請者の所有する土地であること。ただし、申請者が農家レストランとして利用するため、所有者と長期の賃貸借契約若しくは使用貸借契約を締結している場合又は締結見込みのある場合については、この限りでない。
 - (3) 予定建築物の敷地は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項に規定する幅員 6 メートル以上の常時車両通行が可能な既存の道路に接する位置であること。
 - (4) 申請区域内に適正な規模の駐車場を確保すること。

（農家レストランの規模等）

- 3 農家レストランの規模等は次の各号に該当すること。
 - (1) 建築物の規模は必要最小限であること。
 - (2) 申請に係る建築物の形態については、建築物の形態に関する共通基準を準用する。ただし、第 2 項（建築物の高さの緩和規定）は適用しない。
 - (3) 申請区域は、適切な植栽を施すなど周辺の景観に配慮し、建築物は、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。また、周辺の農地に影響のない計画とすること。

注 1 本方針第 2 項第 3 号の幅員 6 メートル以上の規定は、予定建築物の敷地に接する部分の他、同敷地に至る道路にも適用する。また、開発行為が伴うものにあつては、法第 33 条に規定する道路基準にも適合すること。

【解説】

- 1 農業用加工所や直売所など他の用途の施設・室を併設する場合はそれぞれの立地基準の適合を審査します。
- 2 「周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること」について、農家レストランは農振法に基づき、農用地区域の辺縁部に配置され、住宅地の近隣に計画される場合があります。このため、騒音・臭気対策や交通負荷・安全対策などについて近隣住民からの意見も踏まえた計画とする必要があります。